

業務指示書

ガーナ国無償資金協力「ガーナ国 野口記念医学研究所改修・拡充計画」フォローアップ調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年10月5日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年10月11日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（外国法人は登記簿写を提出してください。）

法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

○以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

○業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

○業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：医療設備に係る建築計画・設備計画・積算関連業務の各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／建築計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：医療設備に係る建築計画の各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ガーナ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者1】

業務従事者は想定していません。

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年10月14日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(GHS1 = 25.8759 円 , US\$1 = 102.129 円 , EUR1 = 114.257 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： ～
 (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部 (麹町) 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム
 ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
 注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - b) Web会議システム (http://jica.webex.com,)
 インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。
 注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
 - c) 電話会議
 上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/建築計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

1.75 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年11月4日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ガーナ国無償資金協力「ガーナ国 野口記念医学研究所改修・拡充計画」フォローアップ調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(50.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／建築計画	(50.00)	()
ア) 類似業務の経験	20.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5.00	
ウ) 語学力	8.00	
エ) 業務主任者等としての経験	10.00	
オ) その他学位、資格等	7.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	
(2) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ガーナ大学の野口記念医学研究所（以下、野口研）は、大学院生に対する医学研究教育を実施しつつ、野口研内のウイルス学部や寄生虫学部等の9つの部門が国内の保健課題に沿って研究を行うとともに、HIV 薬剤耐性に関する検査や癌研究センターとしての機能も有している。

1979年に我が国の支援によって野口研が設立されて以来、我が国は野口研の研究能力の向上に向けて長年に亘り無償資金協力、技術協力を実施してきた。他方、疾病構造の変化に伴い熱帯感染症のニーズが高まりつつあったが、野口研にはBio Safety Level 3(以下、BSL3)レベルの実験に対応できる施設がないために研究活動に制限のあったため、1999年にはBSL3を無償資金協力により設置した。

BSL3を有する野口研は、ポリオ及びブルリ潰瘍に関するレファレルラボラトリーとして世界保健機関（以下WHO）から認定されているほか、現在のエボラ禍においても、国内唯一の検査機関として約160件の疑い例を検査するとともに、近隣国の疑い例も検査可能な機関として認定されるなど、西アフリカの感染症対策において果たす役割が年々増している。また、実験棟建設、研究機材整備を目的とする無償資金協力「野口記念医学研究所先端感染症研究センター建設計画（2015年）」に係る協力準備調査においては、(1)エボラ危機後の保健システム強化に貢献するため、西アフリカにおける既往及び新規感染症の診断・サーベイランスセンターとしての機能、及び(2)西アフリカ地域の将来育成される研究者のための医学研究・教育拠点としての機能が野口研に期待されると評価され、(3)既存BSL3は、エボラウイルス病の国内唯一の検査施設となっているところ、臨床と教育双方のニーズに対応するには施設のキャパシティを超えていること、から、BSL3新設も同協力の対象とすることが合意された。

他方、過去の無償資金協力（1993年）で設置した既存のBSL3については、適切な運用方法が一部取られなかったため施設にカビが発生するとともに、貯水槽、マンメーター等の施設も修復が必要になっているなどの課題が確認されている。既存のBSL3は、新規無償資金協力による新規BSL3設置後においても、動物に対するウイルスや細菌実験を行うとともに、臨床から教育へと利用目的を変更し、ガーナ国内だけでなく第三国からの研修者に対する研修を行うところ、継続して利用するニーズが高い。このため、WHO基準に基づいたBSL3の運用と更なる有効活用に向けて施設を整備することが急務であり、本協力を実施し、施設の補修に必要なサービス、資機材の調達に必要な調査を行うものである。

2. 業務の概要

(1) 目標：

既存BSL3が、WHO基準を満たすレベルに修復されるために必要なサービス、資機材の調達内容が明らかになる。

(2) 成果：

既存BSL3において、WHO基準を満たす施設として動物実験、および教育目的に有効活用される。

(3) 対象地域 (サイト):
ガーナ共和国アクラ市野口記念医学研究所

(4) 関係官庁・機関
教育省 (Ministry of Education)、保健省 (Ministry of Health)、国立ガーナ大学

(5) 本業務に関連する我が国の主な援助活動

- ・地球規模課題対応国際科学技術協力「ガーナにおける感染症サーベイランス体制強化とコレラ菌・HIV等の腸管粘膜感染防御に関する研究」(2016~2021年)
- ・無償資金協力「野口記念医学研究所先端感染症研究センター建設計画」(2015~2018年)
- ・フォローアップ協力「ガーナ国野口記念医学研究所改善計画フォローアップ協力」(動物実験棟空調設備修復、2016年度完工予定)(2013~2017年)

3. 業務の目的

業務の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業計画を立案し、概略事業費を積算する。また、必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案する。

また、本調査の結果に基づき実施されるフォローアップ協力による施設修復・機材調達に必要な計画を立案し、これらサービス、資機材の調達に係る入札に対応できる精度の入札図書(案)を作成する。

4. 業務の範囲

JICAガーナ事務所が実施する本業務は、無償資金協力「ガーナ国野口記念医学研究所改善計画」フォローアップ協力について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 協力内容の計画について

本調査の結果、修復に必要なサービス、資機材の調達にかかる入札は本邦にて行われることに留意のうえ、入札図書(案)を作成する。ただし、実際の調達にあたっては現地調達を排除するものではないため、調達内容に応じて、ガーナにて調達可能なサービス、資機材がある場合には、これらの内容を明らかにするとともに、本邦にて調達した場合との比較検討(コスト、仕様、調達遅延リスク等)を行う。また、調達内容に応じて、本邦技術者の派遣有無、輸送費、輸送期間、通関等についても考慮し、事業費概算額(概略事業費積算内訳書)に反映する。

あわせて、同施設修復後の運営維持管理に向けた提言も取り纏める。

(2) 既存BSL3の活用

無償資金協力「野口記念医学研究所先端感染症研究センター建設計画」による新規BSL3と、既存BSL3の将来の活用計画について詳細を確認し、既存BSL3の活用目的に配慮した計画を策定する。また、修復計画策定にあたっては、既存BSL3の活用状況を確認し、日常業務に支障が出ないように配慮する。

(3) 修復レベル

修復計画策定にあたっては、WHO 基準を満たすものとし、ウィルスや細菌漏れ等の事故発生時にも安全が確保できる対策に留意した内容とする。したがって、修復計画策定にあたっては、価格、調達容易度の優位性だけのみで検討するではなく、WHO 基準との整合性を検討する。

6. 業務の内容

上記「5. 業務の方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の業務を実施する。

【国内準備作業】2016年11月中旬からを想定

(1) 既存資料の収集・分析

既存の関連資料の収集・分析を行い、現地調査での作業内容、調査項目を把握する。また、計画策定、概算事業費算出において必要となるデータ類を整理し、現地で収集する必要がある項目を検討する。

(2) 調査の基本方針・内容・方針の検討

計画策定及び概略設計に必要なデータ類やその精度を整理し、調査基本方針を策定するとともに、調査計画・手法等の詳細を検討する。以上の作業を踏まえ、調査計画書、必要に応じ質問表を作成し、機構（資金協力業務部、ガーナ事務所）の承認を得たうえで、先方に事前に送付する。

(3) 調達事情調査

本要請の背景、および関連資料を参照し、修復に必要なサービス、資機材を本邦で調達する場合に必要な情報を収集、整理する。

【現地調査】2016年11月下旬からを想定

(1) 調査計画書の説明・協議

調査計画書（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項（質問事項含む）等）を先方関係者に説明し、合意を得る。

(2) 要請の背景・経緯の確認

- ①当該施設・機材の研究等、活用・稼働実績を確認する。
- ②当該施設・機材の運営維持管理にかかる研究所予算（収支）、維持管理予算（収支）、人員配置状況、技術レベル、維持管理体制、修復・修理履歴を確認する。
- ③当該施設・機材の障害、故障状況等、およびその原因を確認する。
- ④新規 BSL3 と既存 BSL3 の今後の活用計画について確認する。

(3) 運営・維持管理体制の確認・提言

野口研全体の組織・権限・人員構成、予算状況を確認のうえ、既存 BSL3 おける施設・設備・機材の維持管理体制、技術レベル、最近の修復・修理履歴、維持管理に係る将来計画（事業計画予算、技術レベル等）を確認する。調査結果を踏まえ、本調査後に行われる、既存 BSL3 の補修を目的としたフォローアップ協力後に必要となる運営・維持管理に対する提言を取り纏める。尚、運営・維持管理についても WHO 基準を満たすレベルとすること。

(4) 対象機材の現状確認

当該施設・機材のうち、特に以下の施設・機材、および現時点で確認されている障害、故障状況については、今後のフォローアップによる支援対象の中心となるため、記載のある障害、故障状況の詳細と原因、修復・修理履歴等の対応状況について詳細な確認を行うとともに、運営・維持管理への提言にも結果を反映する。

なお、記載した状況以外にも機能に影響を及ぼす障害、故障状況が認められた場合には、機構（ガーナ事務所）と協議のうえ調査対象範囲を決定する。

- ① 既存BSL3ラボ（カビ及び亀裂、なお、修理を実施済の箇所については、WHO基準への合致状況、および耐久性等の確認）
- ② 貯水槽（樹脂性タンクに水漏れが発生、タンク交換の必要性含め検討。なお、既存タンクはFRP素材。）
- ③ 風圧測定器（安全キャビネットに減圧機器が設置されていない。想定される対象キャビネット数は5個以下。）
BSL3ラボ内部、および同ラボに直接関連する資機材であって障害が認められ、かつ機能に支障を及ぼしている施設・機材

(5) 調達事情調査

上記の確認結果を踏まえ、調達が必要な事項を明らかにし、修復、修理、交換等の実施に必要なサービス、資機材等の調達事情（価格、納期、条件等）を調査する。これらの調達に際し、現地調達が妥当と思われるサービス、資機材については、現地の商習慣（契約慣行、銀行・保険保証、工事遅延防止策、遅延損害金手続き、予備費、契約書例等）、調達（入札）方法、契約形態等の関連情報を収集する。現地業者については、会社数、技術力、施工能力、施工監理能力、実績、資金力、保有機材、省庁登録等を調査のうえ、各サービス、資機材について対応可能な業者のロングリストを作成する。また、現地での一般的な入札（調達）方式・形態、FIDIC等の契約方式、紛争解決方法等を踏まえ、調達・契約方式を検討する。

(6) 本邦調達との優位性比較

各サービス、資機材等について、本邦調達と現地調達の優位性、課題、リスクを比較検討する。本邦で調達しガーナに輸送が必要な機材が想定される場合には、免税、通関等の手続き、輸送条件、先方負担事項等について確認する。これらの結果については、国内解析作業の段階で作成する入札図書（案）の作成前に機構（資金協力業務部、ガーナ事務所）と協議のうえ、本邦調達と現地調達について検討する。

(7) 施工計画調査

施工体制、監理体制（本邦からの派遣必要性有無含む）、工程計画、品質管理計画を検討する。この際、上記の優位性比較の結果を踏まえ、ガーナ国内での調達が及ぼす影響について検討し、施工、工程に及ぼす影響、リスクを計画に反映する。また、工期に大きな支障が生じることが想定される場合、代替案を検討する。

(8) 協議議事録

以上を踏まえ、協力計画案を現地滞在中に作成し Scope of Work（案）（S/W案）として取り纏め、野口研と合意する。協力計画案には以下の項目を含める。ただし、現地調査期間中に確定できない事項については、後述の入札図書（案）等に反映する。また、同計画

案の記載事項全てについて支援を確約するものではないことを S/W 案に明記する。

- ・ 修復すべき施設・設備・機材の特定と優先順位
- ・ 想定される修復・修理内容
- ・ 必要な資材・機材・交換部品等の確認
- ・ 施工計画・調達計画・工程・修復/交換内容等
- ・ 輸送条件、機材の免税・通関に必要な措置
- ・ 先方負担事項

【国内解析作業】2017年1月上旬からを想定

(1) 修復計画の策定

現地調査の結果を踏まえ、機構（資金協力業務部、ガーナ事務所）と協議しつつ、以下を含む計画を策定する。

- ① 設計・調達方針
- ② 基本計画
- ③ 設計図
- ④ 施工計画
 - ・ 施工方針
 - ・ 施工上の留意事項
 - ・ 施工監理計画
 - ・ 資機材等調達計画
 - ・ 維持管理計画
 - ・ 実施工程
- ⑤ 仕様・数量

(2) 概略事業費積算内訳書の作成

上記(1)の計画を踏まえて事業費の積算を行い、この結果を概略事業費積算内訳書として取りまとめる。積算にあたっては「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)」(補完編を含む)を参照する。尚、積算については、JICA本部で実施する入札に対応できる精度を確保するものとする。積算結果については、機構（資金協力支援部、ガーナ事務所）に対し、その内容を説明し、確認を得ることとする。

(3) 入札図書(案)の作成

現地調査の結果を踏まえ、本邦での入札に対応できる精度の入札図書(案)を作成する。また、現地調達を行うものについては、商習慣、調達慣例、現地施工の状況等を反映する。作成する資料は、以下を基準とするが、調達事情等に合わせ、適切な内容を検討、確定する。

- ・ 事前資格審査関連書類(業者への説明・要求書類、審査基準等)
- ・ 入札図書(案)(入札指示書、応札書類、仕様、図面、数量明細書、入札評価書等を含む)
- ・ 入札参考価格書類
- ・ 入札公示広告(案)
- ・ 契約書(案)
- ・ 契約条件書(案)

仕様書の作成にあたっては ODA 建設工事安全管理ガイダンスに基づき、施工業者が執るべき安全管理事項、留意事項についても明記すること。

(4) 調査報告書の作成

調査報告書を作成し、JICA ガーナ事務所に提出する。尚、報告書には、調査結果を踏まえ野口研が執るべき運営・維持管理体制への提言を含むものとする。あわせて、今回の調査結果を通じて、新規 BSL3 ラボにも適用可能な提言を検討し、報告書に記載する。

(5) 相手国側負担事項の概要

相手国側負担事項、並びに必要なに応じて事業を実施する際のガーナ政府の免税措置を整理する。

(6) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えられとされる留意事項を整理する。また、安全対策の観点から留意すべき点についても必要に応じて整理する。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5) を成果品とする。

尚、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1) 調査計画書 : 和文 2 部、英文 2 部
- (2) 現地調査結果概要 : 和文 8 部、英文 2 部
- (3) 設備改修/機材調達入札図書 (案) : 和文 1 部
: 英文 1 部

- (4) フォローアップ調査報告書 : 和文 4 部、英文 4 部及び CD-R 1

注) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2010 年 3 月)」を参照する。

注) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

8. 安全管理

現地作業期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。当地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、JICA ガーナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うこと。なお、現地業務に先立ち「たびレジ」に登録すること。

9. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。尚、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

第3 業務実施上の条件

	2016年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
国内事前準備								■				
現地調査								■	■			
国内整理期間										■		
報告書案提出										▲		
最終報告書提出											▲	

1. 業務工程計画 (案)

2016年11月下旬より現地調査を行うことを想定する。報告書案を2017年1月下旬、2017年2月中旬までにフォローアップ調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

注) 業務工程は上記を想定しているが、業務内容、及び後述「4. 留意事項 大統領選挙に係る渡航制限」を考慮の上、より適切な工程計画がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

(1) 調査人月：約3.0M/M

うち

現地 1.50M/M

国内 1.50M/M

(2) 業務従事者の構成 (案)

1) 総括/建築計画 3号

2) 設備計画/積算

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

3. 参考資料

【公開資料】

- ・ Ministry of Health Ghana, The Health Sector Medium-Term Development Plan 2014-2017
(http://www.nationalplanningcycles.org/sites/default/files/planning_cycle_repository/ghana/hsmtdp_2014-2017_final_draft_9_oct.pdf)
- ・ Overview of Needs and Requirements for the Ebola Response Phase 3 Framework
(<http://reliefweb.int/report/sierra-leone/overview-needs-and-requirements-ebola-response-phase-3-framework-office-united>)
- ・ 以下の資料は JICA 図書館のウェブサイトでご覧可能

(<http://libopac.jica.go.jp/>)

－野口記念医学研究所追加実験棟設置計画準備調査報告書（先行公開版）

－野口記念医学研究所改修・拡充計画報告書

4. その他の留意事項

（１）野口研で実施中・実施予定の案件

野口研で実施中・実施予定の案件は以下のとおり。尚、本調査と各案件の間で主要ガーナ側関係者に重複はない見込み。

1) 野口記念医学研究所改善計画 FU 協力（動物実験棟空調設置）

2013年4月より実施中。

2) 無償資金協力「野口記念医学研究所先端感染症研究センター建設計画」

2016年9月上旬に調査団派遣。

3) ガーナにおける感染症サーベイランス体制強化とコレラ菌・HIV等の腸管粘膜感染防御に関する研究

2016年8月上旬より専門家派遣。

（２）大統領選挙に係る渡航制限

2016年12月7日に大統領選挙が実施される見込み。この場合、11月30日～12月14日は業務渡航が禁止となる。また、得票率が過半数を超えない場合には決選投票となり、同年12月21日に実施予定。この場合、12月15日～28日は同上の措置となる。2016年11月下旬から2016年12月下旬にかけての渡航計画についてはガーナ事務所と協議の上確定すること。

以 上